

資料5

国立大学法人評価委員会
総会（第38回）H23. 5. 24

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）・抜粋

（別表）各独立行政法人について講ずべき措置

文部科学省	大学評価・学位授与機構
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容
国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。



平成23年1月28日

国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会の発足について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施している国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する連携・共同実施の在り方等を協議する関係評価機関における研究会が平成23年2月1日に発足しますので、お知らせします。

○名称 国立大学教育研究評価研究会（仮称）

○趣旨 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」を踏まえ、国立大学法人法に基づく国立大学法人評価委員会からの要請により独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施している国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する連携・共同実施の在り方等について、関係評価機関における具体的な協議を実施。

○評価機関 独立行政法人大学評価・学位授与機構
財団法人大学基準協会
財団法人日本高等教育評価機構

（参考）

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）・抄（別表）各独立行政法人について講ずべき措置

大学評価・学位授与機構

国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価

・講ずべき措置

機構が業務を独占しない評価の在り方の検討

・具体的内容

機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。